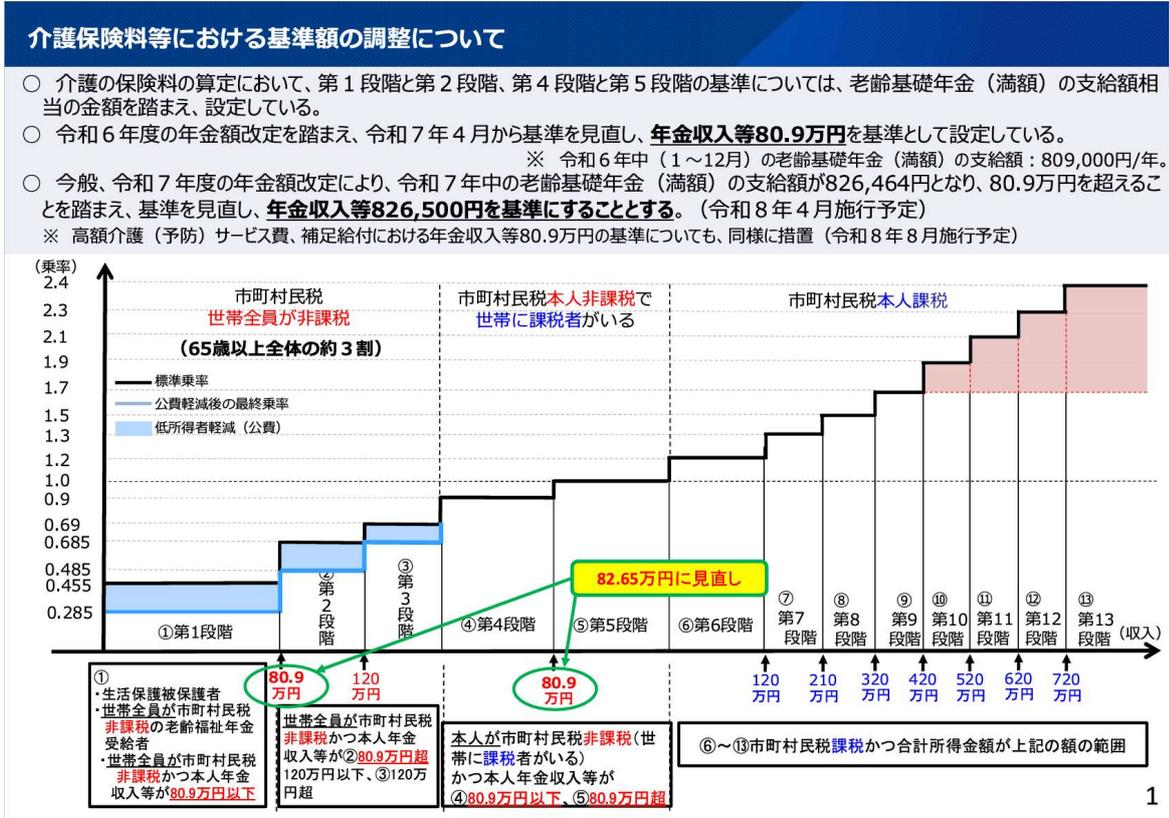


■厚生労働省作成資料



■第 9 期高齢者福祉計画 74 ページ

(3) 所得段階別の介護保険料

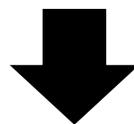
- 所得段階別の定額の保険料とは、被保険者の収入に応じてグループに分け、その段階に応じて保険料率を設定して保険料を算定したものです。
- 国は標準段階を 13 段階としていますが、本市ではさらに細分化し、被保険者の負担能力に応じた 16 段階に設定しています。

■第 1 号被保険者所得段階別保険料

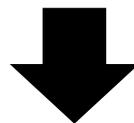
所得段階	該当者	保険料率	年額(円)	
			上段	下段
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が 80 万円以下の人	0.455	33,852	2,821
第 2 段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.685	50,964	4,247
第 3 段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が 120 万円超の人	0.690	51,336	4,278
第 4 段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が 80 万円以下の人	0.900	66,960	5,580
第 5 段階	住民税世帯課税だが、本人非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が 80 万円超の人	基準額	74,400	6,200
第 6 段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満の人	89,280	7,440
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	96,720	8,060
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	111,600	9,300
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	126,480	10,540
第 10 段階		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	141,360	11,780
第 11 段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	156,240	13,020
第 12 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	171,120	14,260
第 13 段階		合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満の人	178,560	14,880
第 14 段階		合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の人	193,440	16,120
第 15 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満の人	208,320	17,360
第 16 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上	223,200	18,600

年金収入等基準額

令和 7 年 3 月まで
80 万円



令和 8 年 3 月まで
80.9 万円



令和 8 年 4 月から
82.65 万円